

○横芝光町企業立地促進条例

平成31年3月22日

条例第6号

(目的)

第1条 この条例は、本町における企業の立地を促進するための必要な奨励措置を講じることにより、企業の立地及び雇用の創出を図り、もって町内産業の振興と町勢の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 企業 営利の目的をもって事業を営む法人をいう。
- (2) 立地 企業が、事業所を町内に設置することをいう。
- (3) 事業所 規則で定める事業の用に供する施設をいう。
- (4) 指定企業 第4条の規定による指定を受けた企業をいう。
- (5) 新設 町内に事業所を有しない企業が新たに町内に事業所を設置すること又は町内に事業所を有する企業が町内の他の場所に新たに事業所を設置することをいう。
- (6) 増築 町内に事業所を有する企業が当該事業所の操業開始後10年以内に当該事業所の敷地内において事業所を拡張することをいう。
- (7) 公害 環境基本法（平成5年法律第91号）第2条第3項に規定する公害をいう。
- (8) 投下固定資産 企業が事業所の新設又は増築を行うために取得した地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第2号に規定する

土地（その取得日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地として新設し、又は増築する施設の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）、同条第3号に規定する家屋及び同条第4号に規定する償却資産をいう。

(9) 投下固定資産総額 企業が事業所の新設又は増築を行うために取得した前号の規定に係る取得額の全てをいう。

(10) 常用雇用者 新設又は増築に係る事業所で雇用される者であつて、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

ア 当該雇用契約が雇用期間の定めのないもの又は1年以上の有期雇用（契約の更新が可能であるものに限る。）であること。

イ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者であること。

(11) 新規常用雇用者 新設又は増築に伴い、新たに雇用された常用雇用者のうち、町内に居住し、かつ、町の住民基本台帳に記録されている者をいう。

(12) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。

（奨励措置）

第3条 町長は、この条例の目的に資するため、指定企業に対し奨励措置として次に掲げる奨励金を交付することができる。

(1) 企業立地奨励金

(2) 雇用促進奨励金

（指定申請）

第4条 前条に規定する奨励措置を受けようとする企業は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとしてあらかじめ町長の指定を受けなければならない。

(1) 投下固定資産総額が1億円以上（新設又は増築を行う企業が中小企業者である場合は5,000万円以上）であること。

(2) 公害を発生させるおそれがないこと。

(3) 町税に滞納がないこと。

(4) 新設を行った事業所において常用雇用者の人数が10人以上（企業が中小企業者である場合は5人以上）であること。増築を行う企業にあっては、この限りでない。

2 前項の指定を受けようとする企業は、規則で定めるところにより、町長に申請しなければならない。

3 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、指定の可否を決定し、規則で定めるところにより当該企業に通知するものとする。

(企業立地奨励金)

第5条 企業立地奨励金の額は、投下固定資産に係る固定資産税の収納額に相当する額とする。

2 企業立地奨励金の交付の期間は、指定企業が新設し、又は増築した事業所の操業開始後、当該事業所に係る固定資産税が賦課される年度から5年間とする。

(雇用促進奨励金)

第6条 雇用促進奨励金の額は、新設又は増築に伴い、1年以上引き続いて

雇用されている新規常用雇用者の人数に20万円を乗じて得た額とする。
ただし、その額が1,000万円を超えるときは、1,000万円を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、一度対象となった新規常用雇用者及び町の他の雇用関係補助金の交付対象となった新規常用雇用者は対象外とする。

3 雇用促進奨励金の交付の期間は、指定企業が新設し、又は増築した事業所の操業開始日から起算して1年を経過した日から3年間とする。

(操業開始の届出)

第7条 指定企業は、新設し、又は増築した事業の操業を開始したときは、規則で定めるところにより、町長に届け出なければならない。

(交付申請等)

第8条 第3条の規定による奨励措置を受けようとする指定企業は、規則で定めるところにより、交付を受けようとする年度ごとに、町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、交付の可否を決定し、規則で定めるところにより指定企業へ通知するものとする。

(内容変更等の申請)

第9条 指定企業は、次の各号のいずれかに該当したときは、規則で定めるところにより、滞りなくその旨を町長に申請し、承認を受けなければならない。

(1) 第4条第2項又は前条第1項の規定による申請の内容に変更が生じたとき。

(2) 新設又は増築に係る事業の全部又は一部を休止し、又は廃止したとき。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、承認の可否を決定し、規則で定めるところにより指定企業へ通知するものとする。

(指定等の取消し)

第10条 町長は、指定企業が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消し、又は交付を取り消すことができる。

(1) 第4条第1項各号に規定する要件を満たさなくなったとき。

(2) 新設又は増設に係る事業を廃止したとき、又は当該事業が廃止の状況にあると認められるとき。

(3) 新設又は増設に係る事業において公害を発生させ、その排除のために当該事業所の施設改善その他必要な措置を講じないとき。

(4) 偽りその他不正の手段により指定企業の指定又は企業立地奨励金及び雇用促進奨励金（以下「奨励金」という。）の交付を受けたとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認めるとき。

(奨励金の返還)

第11条 町長は、奨励金を受けた指定企業が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、奨励金の交付の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した奨励金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 前条の規定により指定企業の指定を取り消したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により奨励金の交付を受けたとき。

(指定の承継)

第 1 2 条 相続、合併、分割その他の事由により指定企業の事業を承継する企業は、当該事業が継続される場合に限り、町長にその旨を届け出て引き続き指定を受けることができる。

(事業報告及び調査)

第 1 3 条 町長は、指定企業に対しこの条例の施行に必要な事項について事業報告等の提出を求め、又は実地に調査することができる。

(委任)

第 1 4 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

(横芝光町工場設置奨励条例の廃止)

2 横芝光町工場設置奨励条例（平成 1 8 年横芝光町条例第 1 1 7 号）は、廃止する。